

令和 6 年 11 月 29 日

神奈川県知事
黒岩 祐治 様神奈川県公益認定等審議会
会長 古庄 修

勸 告 書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益認定法」という。）第 54 条において読み替えて準用する同法第 46 条第 1 項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

記

1 措置の対象となる法人

- (1) 法人コード：A008645
- (2) 法人の名称：公益財団法人明徳会
- (3) 代表者の氏名：中村 崇男
- (4) 主たる事務所の所在場所：横浜市南区清水ヶ丘 17 番地

2 勧告の内容

公益財団法人明徳会（以下「当該法人」という。）については、以下に述べるとおり、公益認定法第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に該当すると疑うに足りる相当の理由があるので、当該法人に対し、次の措置をとるよう、同法第 28 条第 1 項の規定による勧告をすること。

- (1) 当該法人の現役員及び現評議員において、当審議会が認定した事実を踏まえて、事案を詳細に把握した上で、徹底した原因究明、責任追及を当該法人として行うこと。
- (2) 当該法人が民間企業と締結した令和 2 年 1 月 15 日付け業務委託契約（当該

法人の保有する持分の売却・対象法人の事業譲渡・資本提携・業務提携・業務請負その他の方法による企業提携等を含むM&A取引等に係る業務を委託するもの。以下「契約Ⅰ」という。）及び同年7月29日付け業務委託契約（当該法人の経営及び運営に係る管理運営指導業務等を委託するもの。以下「契約Ⅱ」という。）について、支払根拠に合理性を欠く不相当な報酬等の支払いが行われたと疑われる。

ついては、2(1)の結果を踏まえ、両契約に係る一連の手續に關与した役員、特に契約Ⅱについては解除の合意に至るまでの意思決定に關与した役員に対し、損失の補填のため損害賠償請求を含めたあらゆる必要な措置を検討の上、その措置の実施に係る具体的な計画を策定し、その計画を実行すること。

(3) 2(1)の結果を踏まえ、特に次の事項に留意して再発防止策を策定し、適切な運営体制を確立すること。

ア 役員及び評議員に対して、自身の役割や理事会及び評議員会の権限等、公益法人制度の理解を促すための環境整備

イ 理事会及び評議員会について、招集、決議事項、報告事項、議事録等の運営に係るすべての手續に關し、恣意的な開催を防ぎ、適切に開催するための内部規程の整備

ウ 役員がその職責に応じて決算書類の内容を十分に確認するための仕組みの構築

エ 財産の支出に当たり、複数名で支出をチェックするための体制構築

(4) 2(1)から(3)の措置の実施に当たっては、役員及び評議員が主体的に行い、当時の関係者及び当該法人と雇用や委任関係のない第三者の関与がないよう徹底すること。

なお、2(1)については、当時の関係者に対して調査を行うことを妨げない。

(5) 2(1)から(3)について、必要な措置を講じた上で、令和7年2月28日（金）までに、その内容を行政庁に対して文書で報告すること。

さらに、2(2)については、計画に対する同年4月末日時点の実行状況を、同年5月30日（金）までに、行政庁に対して文書で報告すること。

なお、報告に当たっては、理事会及び評議員会で検討を行い、機関決定の上、当該理事会及び評議員会における検討内容が分かるよう議事の詳細を記載した議事録の写しを添付すること。また、2(1)の報告に当たり、当審議会が認定した事実と異なる内容を報告する場合には、その内容の根拠となる資料を添付すること。根拠となる資料の添付に当たっては、その内容との関連性と引用部分を明らかにすること。

3 理由

令和3年12月7日付けで、当審議会が当該法人において公益認定法第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項の規定に基づく定期立入検査を実施したところ、令和2年度の正味財産増減計算書内訳表の経常外費用として「資産調整勘定除却損」との科目が設定されており、約2,190万円が計上されていることを確認した。その内容は、令和2年に2社の民間企業（以下それぞれ「A社」、「B社」という。）と業務委託契約を締結し、それらの報酬等を支払うものであった。

具体的には、A社とは、契約Ⅰを締結しており、最終的に成功報酬として5,500万円（税抜）を支払っていた。また、B社とは、契約Ⅱを締結しており、報酬としてアップフロント・フィー5,000万円（税抜）と、委託料として月額250万円（税抜）を支払っていた。

契約Ⅰ及び契約Ⅱはいずれも報酬等の支払いに対価性があるかは不明であり、契約締結について理事会等で議論や決議がされた形跡がなかったことから、同法第5条第4号に規定する「特別の利益を与える行為」に該当するとの疑義が生じたため、当審議会から令和4年2月28日付けで当該法人に追加で確認を行ったところ、当該法人から回答書が提出された。

当該回答書によれば、当該法人は、当時、老朽化した病院の建替と、その資金の調達、そして高齢化が進んだ法人運営体制改善のための人員体制の構築が課題であり、その事業支援を提供できるパートナー等の発掘を意図してA社と契約Ⅰを締結し、その後、A社からB社の紹介を受け、B社と契約Ⅱを締結したとのことであった。

なお、当該法人が改めて契約Ⅰ及び契約Ⅱの支払額を検証したところ、契約ⅠでA社に支払われるべき成功報酬は1,800万円（税抜）が適切であり、支払われた5,500万円（税抜）のうち3,700万円（税抜）についてA社に返還を求めたが合意に至っておらず、今後は法的手段も含めた対応を検討するとのことであった。

一方、契約Ⅱは、当該法人の管理運営全般について支援を受けるもので、当該法人としては契約当初から支払った金額を適正であると考えつつも、当該法人の運営体制に安定化の兆しがあり、また、病院の建替ではなく大規模修繕の方が当該法人の目的と事業の永続的な遂行に資するとの判断から、同年3月から月額報酬を250万円（税抜）から80万円（税抜）に変更したとのことであった。

さらに、契約Ⅰ及び契約Ⅱの締結に当たって事前に理事会の決議を経なかったことは不適切であったと考え、理事会運営規則を策定し、かつ1,000万円（税抜）を超える支払いは理事会の承認事項とするよう経理規程を改定するとのことであった。

そして、立入検査実施当時の理事長は、一連の顛末の責任を取り、同年3月

31日までに辞任するとのことであった。

その後、県が同年5月12日付けで当該法人に対し、徹底的な事実究明と今後の対応方針等を回答するよう照会を行ったところ、法人から回答がなされる前に、B社の親会社（以下「C社」という。）の特別調査委員会による調査報告書（以下「C社調査報告書」という。）が公表された。C社調査報告書によると、当該法人の当時の理事長（以下「元理事長」という。）及び役員兼事務長（以下「元事務長」という。）が、当該法人とA社との間で、契約Ⅰを締結したとのことであった。また、元理事長及び元事務長は、契約Ⅰに基づき紹介されたB社の元代表取締役（以下「元B社代表取締役」という。）と事業承継に係る合意を個人間で行っていたが、その内容は、当該法人の理事、監事及び評議員の一部をB社が指定する者に交代させるものであった。さらに、B社は、契約Ⅱと同内容で他の民間企業（以下「D社」という。）と業務委託契約を締結し、D社に対し報酬としてアップフロント・フィー4,800万円（税抜）、月額報酬170万円（税抜）を支払うこととしていた。その上、B社は元理事長及び元事務長それぞれと個別に「公益財団法人の運営に関する助言及び指導」することを委託する契約を締結し、両者に対して合計1億円（税抜）の報酬を支払うこととしていた。しかし、B社に対して、元理事長、元事務長及びD社から役務の提供はなかったとのことであった。

当審議会は、C社調査報告書の公表を受け、当該法人に対して、同年5月12日付けで行った照会に対する回答を行うに当たっては、C社調査報告書を参照の上、回答内容がC社調査報告書と異なる場合には、その根拠資料を示すよう求めた。

その後、同年7月15日付けで、当該法人から回答書の期限延長の申出と特別調査委員会を立ち上げたことの報告があり、当該委員会は当該法人の評議員が構成員に含まれていた。

その後、同年8月19日付けで特別調査委員会の調査報告書（以下「当該調査報告書」という。）が県に提出された。当該調査報告書によると、いずれの契約も適正であるとしつつも、契約Ⅰの成功報酬の支払いについて、支払った5,500万円（税抜）のうち3,700万円（税抜）が過大であり、当該法人はA社に対して返還を求めるべきとのことであった。また、契約Ⅱの報酬等の支払いについては、デューデリジェンス（買収監査）のために膨大な資料が当該法人からB社に提出され、約2か月にわたり複数の弁護士及び公認会計士による作業が継続されているため、5,000万円（税抜）のアップフロント・フィーは著しく高額とはいえないとのことであった。また、減額前の月額報酬250万円（税抜）についても、当該法人の病床数とB社の単価による積算では報酬基準の範囲内であるため著しく高額とはいえず、減額後の80万円（税抜）についても同様に高額ではないとのことであった。

さらに、同年8月31日付けで当該法人から、当審議会が同年5月12日付けで行った照会に対する回答書が提出されたが、その回答内容は同年8月19日付けで提出された当該調査報告書の内容と同様のものではなかった。また、役員等に対する責任追及について、元事務長は既に退任したことにより、評議員会において検討する必要はなく、元事務長は単にB社の担当者の助言に従っただけであることから、元事務長に善管注意義務違反があったとは認められず、損害賠償請求は行わないとのことであった。

当審議会は、当該調査報告書及び回答書の内容を審査した結果、これらの回答の根拠が不明確であり、当該法人において徹底した事実究明がなされたとは言い難いことから、同年11月2日付けで、同法第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項の規定により、当該法人に対して報告を求めた。

その後、同年12月15日付けで当該法人から改めて報告がなされたが、根拠となる資料を欠いていたことから、契約締結の過程等の報告や、当該調査報告書の内容の合理性について再検討を求めるため、令和5年2月8日付けで再度当該法人に対し、同規定に基づく報告を求めたが、当該法人の回答は従前と変化がなく、契約締結の過程や当該調査報告書の内容に合理性はあるとの結論が理由なく記載されているのみであった。また、専門的知見がないため内容を評価できる立場にはないとして、法人としての再度の詳細な検討を実施していないものであった。

以上から、当審議会は、当該法人には、詳細な調査を自ら行う意思がないものと判断し、当該法人の実態を当審議会自ら確認するため、同規定により臨時の立入検査を令和6年1月下旬から3月中旬にかけて実施した。

これらの結果を踏まえ、当審議会において、当該法人が同法第29条第2項第1号又は第3号に該当するか否かについて審査したところ、以下の事実等が認められた。

(1) 特別の利益の供与

ア A社との業務委託契約（契約Ⅰ）に基づく支払い

当該法人は、当初、A社に対して成功報酬5,500万円（税抜）を支払っていたが、うち3,700万円（税抜）は過払いで、正しくは1,800万円（税抜）であり、過大な支払いであったことを認めている。

契約Ⅰの成功報酬は、契約書によると、最終契約の取引総額に5%を乗じた金額、または、1,800万円（税抜）のいずれか大きい方の金額とされているところ、当該法人とB社との間には、5%が5,500万円となる取引総額11億円（税抜）の最終契約は存在が確認できていない。また、当該法人がA社から紹介を受けたB社と締結した契約は契約Ⅱしか確認されておらず、仮に契約Ⅱに基づき報酬等を算定したとしても、アップフロント・フィーと月々の委託料を含めた8,000万円の5%となり、その額は1,800万円（税抜）

を下回る。

よって、当該法人が成功報酬として5,500万円（税抜）を支払うことは、「利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、（中略）社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇」である「特別の利益」を供与したものと考えられ、少なくともA社に対して支払われた3,700万円（税抜）については、公益認定法第5条第4号に規定する「特別の利益を与える行為」があったものと認識せざるを得ない。

なお、当該法人がA社に対して返還請求した結果、A社から返還しないとのお考えが示されている。このため、当該法人は「返還される見通しはなく厳しい」と認識しており、支払先であるA社からの返還を見込むことができないことから、契約Iの締結に責任がある当時の役員に対して、その損失の補填を求めることが必要である。

イ B社との業務委託契約（契約II）に基づく支払い

当該法人は、当初、B社に対して報酬としてアップフロント・フィー5,000万円（税抜）及び委託料として月額報酬250万円（税抜）を支払っていた。

このうち、アップフロント・フィーについてはデューデリジェンスの費用であるとしている。

しかし、当該法人とB社が交わした令和2年2月12日付け意向表明書には、法人調査の「調査に要する費用」は、印刷費を除いてB社の負担とされている。さらに、デューデリジェンスを約2か月間実施したとされたが、元事務長によると、資料のやり取りに2か月を要したものであり、当該法人の病院における書類確認や病院建物の視察が行われたのは1日だけでその際に3名の来訪があったのみとのことであった。その上、デューデリジェンスが実施されたとの記録は当該法人に残されていない。

そもそも、契約IIの契約書には、「アップフロント・フィー」との記載のみで、具体的な内容は記載されていない。

これらのことから、アップフロント・フィーがデューデリジェンスの費用であるとは考えられず、5,000万円（税抜）に相当する目的と内容が不明である。よって、B社に5,000万円（税抜）を支払うことは、「利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、（中略）社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇」である「特別の利益」を供与したものと考えられ、公益認定法第5条第4号に規定する「特別の利益を与える行為」があったものと認識せざるを得ない。

なお、当該法人は、B社との間で、契約IIの解除について合意し、さらに、相互に債権債務を有しないことを確認するとともに、法的責任に関して、当該法人がB社に対して損害賠償請求、求償その他一切の請求を行わないこと

を合意している。このため、当該法人は支払先であるB社からの返還を見込むことができないことから、契約Ⅱについて締結からその解除の合意に至るまでの意思決定に関与した役員に対して、その損失の補填を求めることが必要である。

さらに、当該法人はB社に対して月額報酬 250 万円（税抜）を委託料として支払っている。B社は、契約Ⅱと同内容の業務委託契約をD社と締結しており、当該法人から受け取った報酬のうち月額報酬 170 万円（税抜）を委託料としてD社に支払っているが、C社調査報告書によると、D社が受託した業務を履行した事実は認められていない。また、当該法人においても、D社から役務の提供を受けたことを示す明確な根拠等は確認されていない。

これらのことから、当該法人がB社に支払った 250 万円（税抜）のうち 170 万円（税抜）は、再委託としてB社からD社に支払われているが、当該法人に対する役務の提供が確認できないことから、「利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、（中略）社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇」である「特別の利益」の供与に該当するものと考えられ、B社に対して委託料として支払った月額 250 万円（税抜）のうち月額 170 万円については、公益認定法第 5 条第 4 号に規定する「特別の利益を与える行為」があったものと認識せざるを得ない。

なお、既にB社に対して支払った月額報酬 250 万円（税抜）のうち、月額報酬 170 万円（税抜）に相当する額は、B社から返還されている。

(2) 技術的能力及び経理的基礎の欠如

ア 事業承継に係る一連の行為

令和 2 年 2 月 12 日付けで、B社は当該法人に対して、意向表明書を提出した。その内容は、当該法人の「経営権譲受」の「譲受希望価額」を 11 億円とし、うち 1 億円は元理事長の退職慰労金及び元事務長の顧問料の合計額として支払うこととするものであった。これに対し、同月 14 日には、当該法人が意向表明書を受諾する旨を回答している。この時、当該回答について、理事会の決議を経ていない。

その後、同年 6 月 10 日付けで決議の省略によって実施された評議員会において役員等が改選された。そして、同月 29 日付けで、元理事長、元事務長及び元B社代表取締役は、事業承継の合意書を交わした。当該合意書は、当該法人の理事、監事及び評議員の一部を指定する者に交代させるものであり、その内容については、既に同年 3 月頃から調整が行われ、同年 6 月 10 日付けで改選された役員等は、当該合意書に記載の候補者と一致している。

こうした一連の行為は、役員等の選任を評議員会の権限としている一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般

法人法」という。) 第 177 条において読み替えて準用する同法第 63 条第 1 項の趣旨に反し、評議員会の持つ機能を歪め、形骸化させるものである。

イ 役員等改選に係る理事会の開催における瑕疵

事業承継の合意書に記載のとおり役員候補者が、対面開催の理事会により決議されたとする、令和 2 年 5 月 20 日付けの理事会議事録がある。

当該理事会の開催については、当初、新型コロナウイルスの感染拡大により決議の省略の進捗を進めていたが、定款に理事会を決議の省略で実施できる旨の規定がなかったため、対面開催に変更したとのことであった。

当該理事会の開催に係る書類を確認したところ、決議の省略に係る提案書の発出日は、理事会開催日と同日の令和 2 年 5 月 20 日であり、同月 29 日までに意見表明書を返送するよう依頼していた。意見表明書には署名及び捺印がなされていたが、同月 18 日付けで記載されたものと、同月 20 日付けで記載されたものがあった。

しかし、対面開催に係る招集通知は令和 2 年 5 月 1 日付けで発出され、同月 20 日付けで開催する旨が記載されていた。当該理事会の議事録における招集通知の発出日も令和 2 年 5 月 1 日とされ、開催日は同月 20 日とされている。

このように、開催手続の書類について日付が合わない不合理な点が見られる。

さらに、決議の省略による手続の中で、役員改選について保留する旨の回答をした一部の理事は、改めて対面で開催することとなった際には招集を受けておらず、出席もしていない旨を証言している。当該理事会の議事録には、出席しなかった当該理事の記名押印がなされていたが、当該理事は議事録に押印しておらず、議事録に押印された印影の印鑑も所持していないとのことであった。また、当該法人が当審議会に資料として提出した意見表明書には、当該理事自身が記載していない箇所が一部あるとのことであった。

これら一連のことから、当該理事会は一部の理事を除いて理事会を開催したものと推認でき、そもそも理事会が開催されなかった疑いもある。また、議事録の一部が偽造された疑いがある。

ウ 役員等改選に係る評議員会の開催における瑕疵

令和 3 年 6 月 4 日に開催された評議員会において、役員を選任を行ったとされており、議事録には当時の理事長、事務長、評議員が全員出席しているものとされていた。

しかし、評議員のうち 1 名は当該評議員会に出席しておらず、議事録にも押印していない、また、当時の理事長には会ったこともないとのことであっ

た。

このことから、役員等を選任する評議員会でありながら、出席とされている評議員のうち、少なくとも1名を除いて評議員会を開催したものと推認でき、そもそも評議員会が開催されなかった疑いがある。また、議事録の一部がその作成を行った元事務長により偽造された疑いがある。

エ 契約Ⅰ及び契約Ⅱの締結に係る理事会の決議の不存在

契約Ⅰ及び契約Ⅱの締結については、事前に理事会で決議されておらず、一部の役員等の間で口頭合意するのみであったことから、情報が提供されなかった理事及び監事は、当該法人の一連の契約については存在を認識していなかった。このため、理事会や監事の相互チェック機能は働かず、契約の内容の適切性や金額の妥当性を検討する機会が失われたものと考えられる。

一連の契約は、法人の運営管理について業務を委託するものであることから、一般法人法第90条に規定される「その他の重要な業務執行の決定」に当たるものと考えられ、このような内容の契約を元理事長、元事務長、元理事長の後任の理事長らが一部の役員等との間での口頭承認のみを以って締結したことは、理事会の機能を形骸化させ、役員による財産管理・運用への適切な関与の機会を失わせるものであったと言わざるを得ない。

オ 元事務長の当該法人に対する関与

当該法人の令和4年8月19日付けで提出された当該調査報告書の内容を受けて、元事務長は当時の役職であった監事を同年8月30日付けで辞任した。

しかし、元事務長は当該法人と雇用契約を締結することなく、週3日程度、無償で業務に従事していた。当該法人は、度重なる事務長の退職に伴い、元事務長の協力が法人運営に必要であるためと説明している。

当該法人は、エのとおり的事实があるにもかかわらず、一連の問題を起こした者を未だ法人運営に関与させており、不祥事の対応として不適切である。当該法人は、元事務長が関与することなく適切に法人運営できる体制を早急に構築すべきである。

カ 法人と無関係な第三者の関与

当該法人は、A社に対する返還請求に当たって、当該法人と雇用関係や委任関係のない第三者を関与させている。このことは、当該法人の業務に対する善管注意義務がない者への情報漏洩であり、不適切である。

3(2)アからカのことから、当該法人のガバナンスは欠如していると言わざるを得ない。

得ず、「公益目的事業を行うのに必要な」「技術的能力」を欠いた状態にある。このため、評議員会、理事会及び監事の各機関が役割を適切に果たせるよう、役員等が自らの役割や理事会及び評議員会の権限等、公益法人制度を理解することが必要である。また、当時、理事兼事務長の立場で一連の問題に深く関わった元事務長の責任は非常に重いものであり、今後は元事務長の関与を排除した法人運営体制を構築する必要がある。

さらに、3(2)エのことから、当該法人の役員が財産の管理、運用について適切に関与する体制が取られておらず、「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」を欠いた状態にある。このため、役員自らが決算書類の内容の適正性を確認すること、また、特に監事は一般法人法第124条第1項の規定に基づき、計算書類の監査を行うことから責任は重いものであり、法人の財産が不適切に流出していないかを確認することが必要である。さらに、当該法人の財産の支出に当たっては、事務長のみならず、複数体制のチェックや承認を得ることなしには支出できないような仕組みを構築することが必要である。

したがって、3(1)及び(2)に掲げる内容を踏まえると、当該法人は、公益認定法第5条第2号及び第4号に掲げる基準に適合しなくなったこと、また、一般法人法第177条において読み替えて準用する同法第63条第1項、同法第197条において読み替えて準用する同法第90条及び同法第94条第1項並びに同法第182条第1項に基づく法人運営が適切に行われていないことが疑われることから、公益認定法第29条第2項第1号及び第3号に該当すると疑うに足る相当な理由があるものとして、同法第28条第1項の規定に基づき、当該法人に対して2(1)から(5)に掲げる必要な措置をとるべき旨を勧告することが適当である。